

水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準（抜粋要約）

水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う際には、一般的な産業廃棄物処理基準に加え、以下の特別な処理基準がかかります。

1 収集運搬基準

- 水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬すること。（令6条第1号ロで例によることとする令3条第1号ホ）

2 収集運搬基準（積替え保管）

- 水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（令6条第1号ニ、ホ）

3 処分基準（埋立処分を除く）

- 保管を行う場合には、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（令6条第2号ホ(3)）
- 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要措置を講ずること。（令6条第2号ホ(1)）
- 省令で定めるもの（※スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計等の下表に定めるものが産業廃棄物となったもの）の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、以下のいずれかの方法によりあらかじめ水銀を回収すること。（令6条第2号ホ(2)）
 - (1) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

表 水銀回収が必要な水銀使用製品

1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度計
5	弾性圧力計	17	傾斜計
6	圧力伝送器	18	積算時間計
7	真空計	19	容積形力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充滿圧力式温度計	21	滴下水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

○特定家庭用機器産業廃棄物の処分又は再生を行う場合で、廃液晶テレビを処理する場合にあっては、蛍光管は次のように処理すること。(令第6条第2号ハ)

- (1) 破砕設備を用いて破砕するとともに、破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法により処理する方法。
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法(破砕に伴って生じる汚泥又はばいじんの水銀量が1,000mg/kg未満のものに限る)
- (3) ばい焼施設においてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

4 処分基準(埋立処分)

○安定型最終処分場に埋立てないこと。(令第6条第3号イ)

○特定家庭用機器産業廃棄物のうち、廃液晶テレビの埋立処分を行う場合にあっては、あらかじめ廃液晶テレビに含まれる蛍光管の処分又は再生を行うこと。(令第6条第3号カ)